

2013年3月6日 全10頁

# 法律・制度 Monthly Review 2013.2

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2013年2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2月は、欧州委員会が「強化された協力」に基づく11カ国の金融取引税（FTT）指令案を公表したこと（14日）、2012年度補正予算が参議院で可決・成立したこと（26日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○2月の法律・制度レポート一覧	2
○2月の法律・制度に関する主な出来事	3
○2013年度の社会保険料・給付の改定	4
○今月のトピック	
日本版ISA、非課税投資額は最大500万円に	5
○レポート要約集	7
○2月の新聞・雑誌記事・TV等	10
○2月の大和総研ウェブサイトコラム	10

## ◇2月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
4日	銀行等の議決権保有規制の見直し ～いわゆる5%ルールの特例措置の拡充～	横山 淳	金融制度	P. 12
7日	2013年度税制改正大綱（法人課税2） ～中小企業関連—交際費等の 損金不算入制度の改正など～	是枝 俊悟	税制	P. 15
8日	法律・制度 Monthly Review 2013.1 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 12
12日	日本版ISA、非課税投資額は最大500万円に ～恒久化は見送り～	鳥毛 拓馬	税制	P. 8
18日	バーゼルⅢ、資本構成の開示要件（案） ～【金融庁告示改正案】国際統一基準行の 開示事項、バーゼルⅢ準拠へ～	鈴木 利光	金融制度	P. 28
25日	教育資金の贈与非課税、4月1日から？ ～改正税法、年度内成立へ～	吉井 一洋	税制	P. 4
	2013年度税制改正大綱（住宅取得税制） ～消費税増税と住宅ローン減税拡充の影響分析～	是枝 俊悟	税制	P. 14

## ◇2月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇税制調査会令が公布・施行。内閣府に税制調査会を設置、委員は学識経験者から内閣総理大臣が任命すると規定。</li> <li>◇日本公認会計士協会、「監査・保証実務委員会研究報告『年金資産に対する監査手続に関する研究報告』（公開草案）」を公表（21日まで意見募集）。</li> <li>◇IFRS財団、会計基準アドバイザー・フォーラムのメンバー候補者を募集（28日まで）。</li> </ul>
5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」を公表。</li> <li>◇金融庁、「資本金借入金の税務上の取扱いについて」を公表。</li> <li>◇米国司法省、大手格付会社を提訴。金融危機時の格付について、詐欺的行為にあたるとする訴状。</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本公認会計士協会、「税効果会計に関するQ&amp;A」を改正。</li> <li>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し同日適用。金融機関の再建・処理計画について監督上の着眼点等を明らかにする改正。</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇IOSCO（証券監督者国際機構）、市中協議報告書「顧客資産保護に関する勧告」を公表（3月25日まで意見募集）。</li> </ul>
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇欧州委員会、「強化された協力」に基づくEU加盟国のうち独仏伊など11カ国の金融取引税（FTT）指令案を公表。2014年1月より、11カ国の金融機関等と金融商品の取引を行う場合などに、現物取引では取引額に対し0.1%、デリバティブ取引は想定元本に対し0.01%を課税する案。</li> <li>◇FASB（米国財務会計基準審議会）、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の改正案を公表（5月15日まで意見募集）。</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本公認会計士協会、「業種別委員会研究報告『年金基金に対する監査に関する研究報告』（公開草案）」を公表（3月7日まで意見募集）。</li> <li>◇バーゼル委・IOSCO（証券監督者国際機構）、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する第二次市中協議文書を公表（3月15日まで意見募集）。</li> <li>◇バーゼル委、「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」を公表。</li> <li>◇ロシア・モスクワでG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される（16日まで）</li> </ul>
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本税理士会連合会等、「中小企業の会計に関する指針（平成24年版）」を公表。</li> <li>◇金融庁、中小企業等金融円滑化相談窓口を設置。</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇2012年度補正予算が参議院で可決・成立。</li> <li>◇経産省・東証、女性活躍推進に優れた上場企業「なでしこ銘柄」を選定して公表。</li> </ul>
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」および「退職給付会計に関するQ&amp;A」の段階的廃止を公表（新基準に移行）。</li> </ul>
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇政府、2013年度予算案を国会提出。</li> <li>◇日本公認会計士協会、「『不正リスク対応基準』に対応するための監査基準委員会報告書の改正について」（公開草案）を公表（3月27日まで意見募集）</li> <li>◇金融庁、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表（3月14日まで意見募集）。海外発行証券の少人数向け勧誘が行われた有価証券について、少人数私売出しの要件に関する経過措置を3年間延長する案。</li> </ul>

## ◇2013 年度の社会保険料率・給付の改定

## ◆保険料

雇用保険	一般の事業について、1.35%（労働者 0.5%、使用者 0.85%） 2012 年度の水準を据え置き
健康保険 （協会けんぽ）	全国平均 10.00%（労使折半） 2012 年度の水準を据え置き
介護保険 （協会けんぽ）	1.55%（労使折半） 2012 年度の水準を据え置き
厚生年金	2013 年 9 月分（2013 年 10 月納付）から 17.120%（労使折半） 2012 年 9 月分～2013 年 8 月分と比べ、0.354%の引き上げ
共済年金 （公務員共済）	2013 年 9 月分（2013 年 10 月納付）から 16.570%（労使折半） 2012 年 9 月分～2013 年 8 月分と比べ、0.354%の引き上げ
国民年金	月額 15,040 円 2012 年度と比べ、月額 60 円の引き上げ

（出所）法令等より大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◆給付

公的年金	2013 年 4 月分～9 月分は、2012 年度と同水準 2013 年 10 月分～2014 年 3 月分は、2012 年度比 1.0%の引き下げ
医療	70 歳～74 歳の「現役並み」以外の世帯の医療費窓口負担は、 予算措置により 2013 年度も「1 割」を維持

（出所）法令等より大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇今月のトピック

## 日本版 ISA、非課税投資額は最大 500 万円に

2013 年 2 月 12 日 鳥毛 拓馬

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130212\\_006799.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130212_006799.html)

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表 1 大綱の内容が実現した場合の日本版 ISA の概要（斜字部分が新たに盛り込まれた内容）

①非課税対象	上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益
②非課税投資額	毎年、新規投資額で 100 万円を上限 (未使用枠の翌年以降の繰越不可)
③非課税投資総額	500 万円 (100 万円×5 年間)
④非課税維持期間	最長 5 年間
⑤途中売却	自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
⑥口座開設数	勤定設定期間につき 1 口座のみ (勤定設定期間ごとに異なる証券会社等に 口座を開設することは可能)
⑦開設資格者	その年の 1 月 1 日時点で満 20 歳以上の居住者等
⑧導入時期	2014 年 1 月から導入

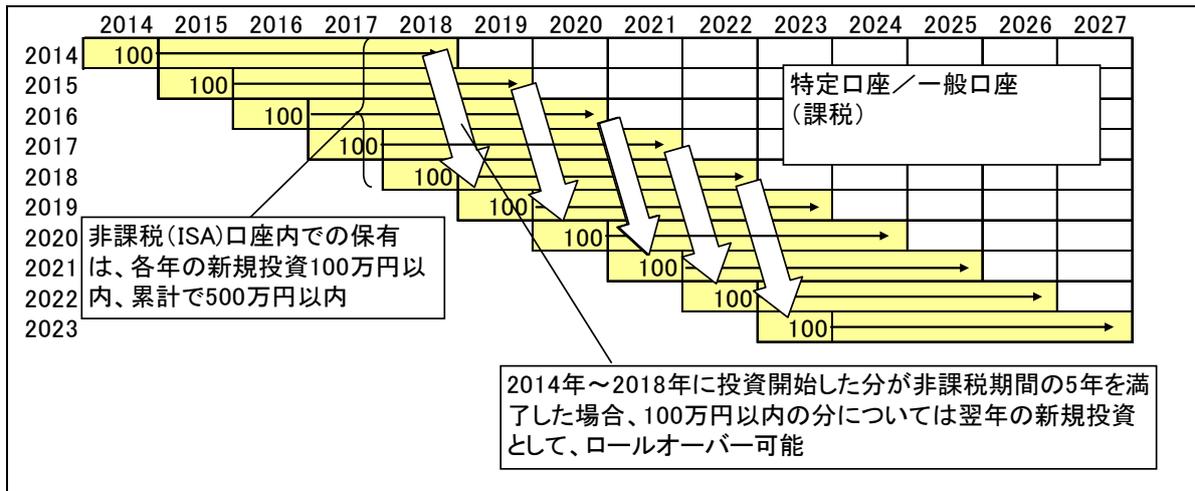
(出所) 金融庁資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 勤定設定期間と基準日

勤定設定期間	基準日
2014 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日	2013 年 1 月 1 日
2018 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日	2017 年 1 月 1 日
2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日	2021 年 1 月 1 日

(出所) 平成 25 年度税制改正大綱を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 大綱の内容が実現した場合の日本版ISAのイメージ図



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【4日】

#### 銀行等の議決権保有規制の見直し

##### ～いわゆる5%ルールの特例措置の拡充～

2013年1月25日、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」は、報告書を取りまとめた。この中には、銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しも盛り込まれている。

報告書は、銀行等による議決権保有規制そのものについては、上限（5%）も含めて現行規制を維持するものとしている。ただし、地域経済の再活性化や企業の再生などの観点から、事業再生会社、ベンチャービジネス会社、事業承継、デット・エクイティ・スワップなどについて、5%を超える議決権の保有を認める特例措置を拡充（＝規制緩和）することを提言している。

今後、報告書に基づいて、制度整備に向けた準備が進められるものと思われる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130204\\_006773.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130204_006773.html)

### 【7日】

#### 2013年度税制改正大綱（法人課税2）

##### ～中小企業関連—交際費等の損金不算入制度の改正など～

2013年1月24日、自由民主党・公明党は「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。本稿では大綱のうち法人課税（中小企業関連）について解説する。

大綱では、商業・サービス業・農林水産業の中小企業者等が経営改善のため設備投資を行う際に特別償却または税額控除を適用できる、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を創設するとしている。また、中小法人の交際費課税の特例および中小企業の企業再生支援を拡充するとしている。

大綱では、法人課税全般について、生産等設備投資促進税制・所得拡大促進税制の創設、雇用促進税制・研究開発税制・グリーン投資減税の拡充などを盛り込んでおり、中小企業者等は税額控除限度額などの規定で優遇するとしている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130207\\_006792.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130207_006792.html)

### 【8日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2013.1

##### ～法律・制度の新しい動き～

2013年1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

1月は、政府が「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定したこと（11日）、自由民主党・公明党が「平成25年度税制改正大綱」を公表したこと（24日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130208\\_006795.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130208_006795.html)

## 【12日】

日本版 ISA、非課税投資額は最大 500 万円に  
～恒久化は見送り～

2013年1月24日、自由民主党、公明党は、「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。大綱には、個人所得課税のうち金融・証券税制に関して、日本版 ISA の拡充策が盛り込まれた。

日本版 ISA は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられる2014年1月から導入されることになっている措置である。

現行税法では、日本版 ISA における新規の投資可能期間は、2014年から3年間となっている。金融庁は、2013年度税制改正要望において、この投資可能期間を恒久化することを要望していたが、大綱では見送られ、新規の投資可能期間は、2014年から10年間に延長することとされた。

その一方で、新規投資後に、運用商品の譲渡益、配当・分配金が非課税となる期間は、現行税法の10年間から5年間に短縮された。このため、最大の非課税投資金額は現行の300万円から500万円に拡大することとされている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130212\\_006799.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130212_006799.html)

## 【18日】

## バーゼルⅢ、資本構成の開示要件（案）

## ～【金融庁告示改正案】国際統一基準行の開示事項、バーゼルⅢ準拠へ～

2013年1月30日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国際統一基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る告示（開示告示）の一部を改正する案（開示告示改正案）を公表している。

開示改正告示案は、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から、バーゼルⅢを導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示（自己資本比率告示）の改正（2012年3月30日公布）（改正自己資本比率告示）が適用されることを受け、所要の改正を加えることを提案するものである。

改正の提案に当たっては、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012年6月26日に、バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（「資本構成の開示要件」）を公表したことを受け、これを踏まえた内容となっている。

金融庁は、2013年3月1日まで開示告示改正案に対する意見を募集する。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式な開示告示を、改正自己資本比率告示と合わせて、2013年3月31日から適用する意向としている。

なお、開示告示改正案はあくまでも国際統一基準行を対象としており、国内基準行については、「当分の間」、従来通りの開示告示が適用される。もっとも、金融庁は2012年12月12日に「国内基準行向けバーゼルⅢ」に係る自己資本比率告示の改正案を公表しており、これを2014年3月31日から適用する意向としていることから、国内基準行についても、開示告示の改正がこれに合わせてなされることが予測される。

開示告示改正案の要点は、（現行の開示告示では定量的な開示事項の一部として扱われている）自己資本の構成に関する事項が独立の開示事項として取り扱われている点、（連結）貸借対照表の（各科目の額及びこれらの）科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明（定性的な開示事項）及び自己資本調達手段に関する契約内容（四半期の開示事項）が新たな開示項目として追加されている点にあるものと考えられる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130218\\_006814.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130218_006814.html)

**【25日】****教育資金の贈与非課税、4月1日から？****～改正税法、年度内成立へ～**

2013年2月22日に、自由民主党、公明党及び民主党の間で、平成25（2013）年度税制改正法案について、年度内の成立を目指すことが合意され、3月31日までに税制改正法案が可決・成立するであろうことが、ほぼ明確になった。

改正税法が年度内に可決・成立した場合、教育資金の贈与税の非課税措置は4月1日から導入されることになる。

しかしながら、導入までの準備期間を考えると、4月1日時点では対応できない金融機関が出てくることも想定される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130225\\_006846.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130225_006846.html)

**2013年度税制改正大綱（住宅取得税制）****～消費税増税と住宅ローン減税拡充の影響分析～**

2013年1月24日、自由民主党・公明党は「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。本稿では大綱のうち住宅取得税制について解説する。

大綱では、消費税率の引き上げに合わせて、住宅ローン減税の延長・拡充や、自己資金で認定住宅を取得した場合や省エネ改修・バリアフリー改修・耐震改修を行った場合の投資型減税などを延長・拡充するとしている。

本稿では、大綱に記載された通りの改正が実現することを前提として、現行と新制度の住宅ローン減税による税負担軽減額の試算を行った。また、消費税率引き上げによる負担増の額との比較分析も行った。

その結果、平成26（2014）年4月の消費税率8%への引き上げ前の住宅取得が有利なケースと、消費税率8%への引き上げ後の住宅取得が有利なケースの両方があることがわかった。両方のケースがあることにより、消費税率8%への引き上げ前後の駆け込み需要および反動減がある程度緩和されることが期待される。

一方、大綱には平成27（2015）年10月に消費税率が10%に引き上げられる際の住宅ローン減税の拡充は盛り込まれていない。このままのスキームでは、消費税率が10%に引き上げられる際に駆け込み需要と反動減が生じることが懸念される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130225\\_006848.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130225_006848.html)

## ◇2月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
朝日新聞 (2月6日付朝刊5面)	相続税の改正による影響試算を掲載	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (2月17日付56面)	増税による家計への影響試算を掲載	是枝 俊悟
旬刊経理情報 (2月20日号)	「平成25年度税制改正大綱」のポイント	是枝 俊悟
大和投資信託ウェブサイト (2月21日掲載)	解剖 日本版ISA 第1回 制度の目的と特徴	吉井 一洋
東京新聞 (2月24日付朝刊2面)	住宅ローン減税の改正についてコメント	是枝 俊悟
日経ビジネス (2月25日号)	賃金上昇率別の実質可処分所得の試算を 掲載	是枝 俊悟
日本経済新聞 (2月27日付朝刊21面)	増税による家計への影響試算を掲載	是枝 俊悟
月刊資本市場 (2月号)	平成25(2013)年度の証券・金融税制改正	吉井 一洋
月刊金融ジャーナル (3月号)	総合取引所を巡る制度整備の現状と課題	横山 淳
Financial Adviser (3月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.24「金融所得課税の一体化」	鳥毛 拓馬
毎日が発見 (3月号)	年金・税制の改正についてコメント・試算掲 載	是枝 俊悟
Mart (4月号)	教育資金の一括贈与についてコメント	是枝 俊悟

## ◇2月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
2月27日	注目される2つの非課税措置(日本版ISAと教育資金の贈与非課税) <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20130227_006854.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20130227_006854.html</a>	吉井 一洋